

困った時は一人で悩まずご相談を!  
春日部市消費生活センターから  
のお知らせ  
～令和7年 春号～



発行元:春日部市消費生活センター(くらしの安全課内)

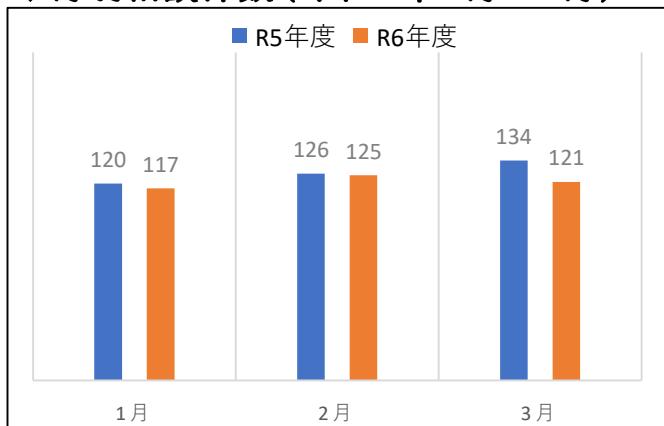
消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。

今回は、令和7年1月～3月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう!

◆消費生活相談件数

令和7年1月～3月	前年同時期	増減	増減率
363件	380件	▲17件	▲4.4%

◆月別相談件数(令和7年1月～3月)



“家屋に関する点検”にご注意ください!

・家屋に関する点検を口実に突然訪問し、不安感をあおって不要な工事や交換を勧める「点検商法」での契約トラブルが後を絶ちません。

★突然訪問してきた業者は防犯の観点から、インターホン越しに対応しましょう!

断るときは一言「お断りします!」



◆商品・役務別件数、相談概要(令和7年1月～3月)

1位	商品一般	33件	<主な相談例>
			宛先に自分の名前と住所が記載された身に覚えのない荷物が置き配されていた。どうしたらよいか。
2位	工事・建築	30件	<主な相談例>
			無料耐震診断で回っていると訪問を受け、あちこち不具合を指摘されたので耐震工事契約をした。高額なのでやめたい。
3位	役務その他 サービス	14件	<主な相談例>
			パソコン閲覧中に突然警告音が鳴り出し表示された番号に架電。銀行情報を聞かれ振込を依頼された。不審なので情報提供する。
4位	基礎化粧品	10件	<主な相談例>
			ネット通販で洗顔フォームの注文をした。定期購入ではないと思っていたが2回目が届き受取拒否した。請求書が届いたが払いたくない。
5位	医療サービス	7件	<主な相談例>
			医療脱毛契約をしたが1回も施術を受けないうちに会社が倒産した。代金支払いはクレジット一括払いとしたが払いたくない。

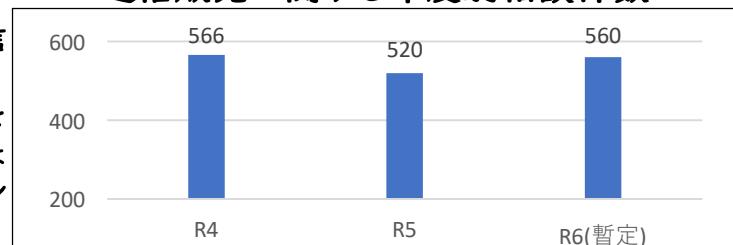
※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が大変多く寄せられています。

パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット(スクショ)で保存しましょう。

通信販売に関する年度別相談件数



# 春日部市消費生活センターの職員が講話を行いました！



## ●シニア世代のスマートフォン教室（1月31日）、スマートフォン活用講座（2月4日）

幸松地区公民館・行政デジタル改革課・くらしの安全課共催（1月31日）及び高齢者支援課主催（2月4日）の表記の講座において、主にスマートフォンによるトラブル事例の紹介をしました。

消費生活センターに寄せられている消費者トラブルの現状として、通信販売と点検商法に関する相談が全体の約50%と半分を占めています。スマートフォンで突然表示された広告や、実生活における突然の業者の訪問等、相手方からの一方的なアプローチには、気を付けるようにと説明しました。

特に、通信販売にはクーリング・オフが無く、返品は事業者の定める規約に従う形となるため、スマートフォンやインターネット経由で購入する場合は慎重に行いましょう。

## 消費生活相談コラム⑦

### 「引越しトラブルのあれこれ」

消費生活相談員 U

桜の季節が訪れると、人生の節目となった出来事が思い出されます。新生活への準備に忙しい方も多いのではないでしょうか？引越しもその一つだと思いますが、消費生活センターにはあらゆる年代の方から相談が寄せられています。引越しの際はトラブルに会わないために以下のようないくつかのポイントを押さえておくことが重要です。

1. 引越し業者と契約する前に、約款や規約、事業者のホームページに掲載されているQ&A等を確認して情報収集し、見積りの際には料金の内訳を確認しましょう。エアコンの取り付け・取り外し等の付帯サービスが見積りに含まれていると思っていたら別途料金を請求されたり、引越しをキャンセルしたら高額なキャンセル料を請求されたり、契約の際に渡された段ボールの返送料を請求されたり・・等々のトラブルがあり、注意が必要です。

2. 壊れやすいものは梱包材や新聞紙などでしっかりと梱包したうえで、壊れやすいものと一目で分かるように明記し、データが破損するおそれのあるものはバックアップを取っておきましょう。また、引越し終了後は、速やかに荷物の紛失や破損がないか確認しましょう。家具が傷付いていることに気が付き引越し業者に修理代の負担を求めて、申出期限が過ぎていることを理由に断られたりすることがあります。

3. 賃貸住宅へ引越しした直後に、管理会社と関連があるかのように思わせて訪問してくる事業者には注意しましょう。特に初めて一人暮らしをする若者に多いトラブルです。訪問してきた事業者の話だけを聞いて契約したりせず、管理会社に確認するようにしましょう。

新たな生活を気持ちよくスタートさせるためにも、事業者と契約する際は十分に検討することが大切です。何か少しでも気になることがあれば、お気軽に消費生活センターへご相談ください。

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

消費生活センター



困った時は一人で悩まずご相談を！  
**春日部市消費生活センター**  
**からのお知らせ**  
**～令和7年 夏号～**

発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）

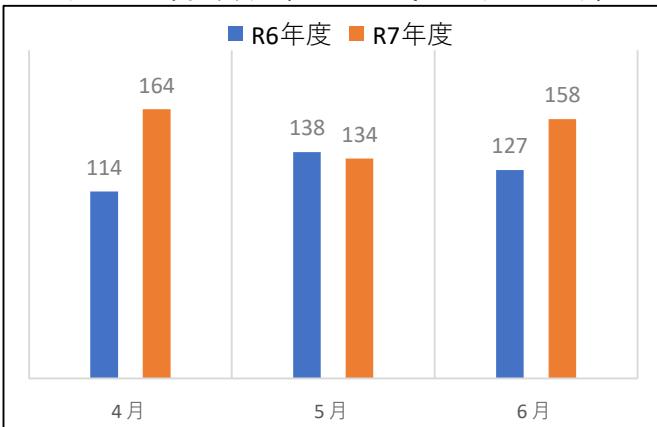


消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。今回は、令和7年4月～6月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

## ◆消費生活相談件数

令和7年4月～6月	前年同時期	増減	増減率
456件	379件	77件	+20.3%

## ◆月別相談件数（令和7年4月～6月）



## ネット通販の定期購入トラブル急増！！

「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が大変多く寄せられています。パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット（スクショ）で保存しましょう。



ネット通販、ポチッと注文の前に

スクリーンショット

## ◆商品・役務別件数、相談概要（令和7年4月～6月）

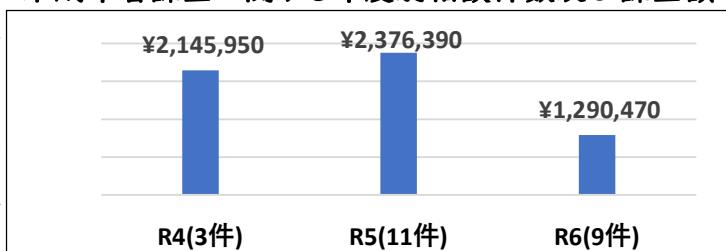
1位	商品一般	37件	<主な相談例>
			公的機関を騙り、2時間後に電話が使えなくなると自動音声による電話があった。指示された番号は押さずに電話を切ったが不審。
2位	工事・建築	28件	<主な相談例>
			分電盤の交換時期だと電話があり大手電気事業者の下請けと思い応諾。訪問を受け契約したがクーリング・オフしたい。
3位	役務その他 サービス	25件	<主な相談例>
			見知らぬ業者からガス・給湯器の点検に伺うとの電話があり来訪を了承した。不審だがどう対処したらよいか。
4位	基礎化粧品	14件	<主な相談例>
			ネット通販でシワに効果のあるクリームを購入したら、意図せず定期購入の契約に。2回目以降解約すると初回が定価額になり不納得。
5位	他の健康食品	11件	<主な相談例>
			効果がなければ返金すると新聞広告を見て、サプリを注文した。効果がないのでやめたいと言ったら3回の受け取りが条件と言われた。

※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

## ◆センターからの注意喚起情報

夏休み期間を中心にオンラインゲームやアプリ内課金に関する相談が増加する傾向にあり、特に生徒・児童が、保護者からの同意を得ていなかったり、保護者の知らないところで高額な課金をしてしまうケースが見受けられます。ゲームやスマホの利用ルールについてご家庭で話し合っておきましょう！

## 未成年者課金に関する年度別相談件数及び課金額



# 春日部市消費生活センターの職員が講話を行いました！



## ●共栄大学（5月13日）

春日部警察署と連携し、共栄大学新入生にむけて、事件事故・消費者被害等に巻き込まれないための知識向上を目的とした講話を行いました。

実態や仕組みが分からぬものは契約しない、友達や知り合いから勧誘されてもきっぱりと断るよう伝えました。

## ●民生委員・児童委員協議会（6月2日）

民生委員・児童委員に向けて、当センターに寄せられる相談事例から、典型的なトラブル事例や新しく見られるトラブル事例を講話形式で情報提供しました。

近年、高齢者から当センターに寄せられる相談件数・割合とも増加傾向にあることから、見守り活動等にお役立ていただきたいと伝えました。

## 消費生活相談コラム⑧

### 「お試しのはずが、ナゼ定期購入！？」

消費生活相談員 H

「動画サイトや画像専用SNSを見ていたら、突然『このクリームを使ったらシワが取れてマイナス〇〇歳肌に！？』や『たったの〇〇〇円でつるつる美肌が手に入った！』などという広告が流れてきた。そこには『定期縛りなし』と書いてあった。1回だけだと思って注文したら2回目が届いた。いらないので商品を返して止めた。請求書も届いたが払いたくない」というような相談が後を絶ちません。

2回目以降も定期的に届くことから、【定期購入商法】と言われています。

なぜ、お試し1回だけのはずが定期購入になってしまうのでしょうか？

購入条件（安い値段で買えるのは、定期購入を申し込んだ人だけなど）は、画面を下にスクロールしたところにとても小さな文字で書いてあつたりします。安く買えるのは定期購入で申し込んだ人だけなのです。定期購入で申し込んだので、2回目が届くというわけです。

定期購入を止めるには、サイトに止める手続きをしなければなりません。これがなかなか難しかったりします。電話をかけてもなかなか繋がらない、やっと繋がり止めたいと言ったら、「2回目は発送済みだから止められるのは3回目以降だ」や「1回目で止めるなら定価を払う必要がある」など、消費者の希望は通りません。定期購入と書かれていなかつたので申し込んだのだから止めたいと言つても、「申し込み時に『規約に同意する』をタップしている。規約には定期購入と書いてあるから止めることはできない」と応じないサイトも多々あります。

このような事態を防ぐため、消費生活センターでは、申し込む前に「広告と申し込み最終確認画面を写メ（またはスクリーンショット）する」ことをお勧めしています。定期購入と書かれていない証拠を残すためです。サイトに証拠を提示することで、契約取消の交渉ができるのです。

そもそも…定価よりかなり安く買えるのには…ワケがあると思ってください。

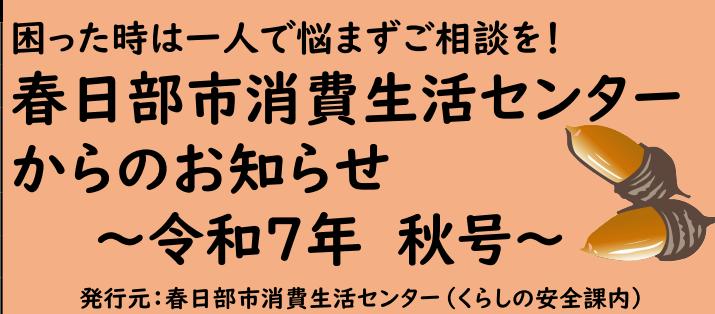
春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

消費生活センター





令和7年10月3日発行

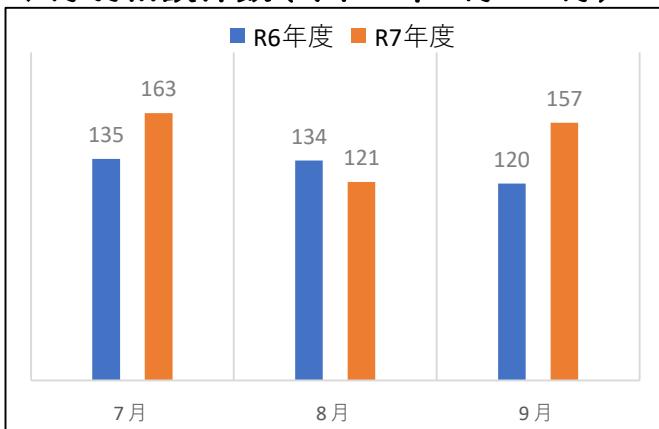
春日部市消費生活センターは、消費者安全法に基づき春日部市役所に設置された相談機関であり、専門の消費生活相談員が、消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行っております。

今回は、令和7年7月～9月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

### ◆消費生活相談件数

令和7年7月～9月	前年同時期	増減	増減率
441件	389件	+52件	+13.3%

### ◆月別相談件数（令和7年7月～9月）



### 「粗悪品」や「偽物」に注意！！

インターネットの広告で見た便利な生活用品を代引き配達で注文したところ、「粗悪品」や「偽物」が届いた、といったトラブルの相談が多く寄せられます。

#### 【トラブルの特徴】

- 各種SNSの広告で、「今あると便利な商品」（寒い時期なら「ファンヒーター」「ダウンジャケット」等）が、「今なら2個まとめて注文するとお得」という内容が多い
- 支払い方法は代引き配達しか選べない
- 国内メーカー品であることを強調している



### ◆商品・役務別件数、相談概要（令和7年7月～9月）

1位	商品一般	30件	<主な相談例> 公的機関を騙り、2時間後に電話が使えなくなると自動音声による電話があった。指示された番号は押さずに電話を切ったが不審。
2位	工事・建築	23件	<主な相談例> 分電盤の定期点検に伺うと電話が来て来訪を了承。交換時期を過ぎていると言われ工事を契約したが高額なので解約したい。
3位	他の健康食品	21件	<主な相談例> ネット通販でダイエットサプリをお試し価格で注文。2回目の商品が届き、定期購入だとわかった。解約したいが電話が繋がらない。
4位	不動産貸借	18件	<主な相談例> 退去した不動産の原状回復費用として敷金が返金されず、さらに敷金を上回る金額が請求された。減額してほしい。
5位	基礎化粧品	13件	<主な相談例> SNSで見た広告に『シミ・シワが改善される、定期縛り無し』と書いてあったので申し込んだが定期購入だった。解約したい。

※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

### ◆センターからの注意喚起情報

#### ネット通販の定期購入トラブルに注意！



「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が大変多く寄せられています。パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット（スクショ）で保存しましょう。

# 春日部市消費生活センターの相談員が講話を行いました！



## ●共栄大学(7月17日)

春日部警察署と連携し、共栄大学1年次生に向けて講話を行いました。センターからは「若年者を狙った悪質商法に注意！」と題し、若年者に多いトラブル事例を紹介しました。

実態や仕組みが分からぬものは契約しない、友達や知り合いから勧誘されてもきっぱりと断るよう伝えました。



## ●ふれあい大学(7月22日・23日)

消費者被害に遭わないために、スマホで突然表示された広告や、実生活における突然の業者の訪問など、相手方からの一方的なアプローチには、特に気を付けるようにと説明しました。

また、甘い言葉に乗らない、断るときはきっぱり「必要ありません」「もう来ないでください」等と意思表示することが大切と伝えました。

## 消費生活相談コラム⑨

### 「暮らしの中の突然のトラブル！～あなたならどうしますか？～」

消費生活相談員 ○

「車のエンジンを掛けたがバッテリーが上がってエンジンが掛からない！」「鍵を紛失して家に入れない！」「トイレに駆け込んだけど水が流れない！」「庭にスズメバチの巣が見つかった！」「玄関を開けたらゴキブリと目が合った！」etc…

どれも大きな悲鳴やため息が聞こえてくるような「暮らしの中の突然のトラブル」ですが…こんなとき、あなたならどうしますか？

「スマートフォンで調べた事業者に来てもらう」という方が多いでしょうが、消費生活相談員としては「ちょっと待って！！」と声を大にして言いたいです。

実は、スマートフォンの検索結果を見ると、初めに出てくる4～5件の検索結果には、小さな文字で“ポンサー”や“広告”と書いてあります。これは、検索エンジンを提供しているサイトに事業者が広告料を支払うことで、上位検索結果のように見せかけ表示されている広告で、リスティング広告と言うものです。

中には悪質な事業者もあり、必ずしも広告の表示や電話での説明通りの料金で依頼できるとは限らないため、安い価格をうたう広告は要注意です。「見積り無料のはずが、見積り料金を請求された」「広告より高額な作業費を請求された」などの、『暮らしのレスキューサービス』に関する相談が多数寄せられています。

ちなみに先程のトラブルが発生した場合、相談員ならどうするかお伝えします。

「損害保険会社のロードサービスに連絡する。車のディーラーに相談する」「家族に連絡する。一人暮らしの場合は友達の家に泊めてもらうか、ビジネスホテルに泊まって策を練る」「市の管工事業協同組合に相談する」「市のHPで駆除業者を調べる」「古いスリッパで叩く」etc…

そして何より、慌てず落ち着いて、消費生活センターにご相談ください。

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

消費生活センター



困った時は一人で悩まずご相談を！

## 春日部市消費生活センター からのお知らせ ～長寿を祝う会 特別号～



発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）

令和7年10月13日発行

春日部市消費生活センターは、消費者安全法に基づき春日部市役所に設置された相談機関であり、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行っております。

今回は、長寿を祝う会特別号として、最近の消費生活センターに寄せられた相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

### ◆消費生活相談件数

※当センターへの相談件数が増加傾向にあります

令和6年10月～令和7年9月	前年同時期	増減	増減率
1,703件	1,533件	170件	11.0%

### ◆商品・役務別件数、相談概要（令和6年10月～令和7年9月）

1位	商品一般	132 件	<主な相談例> 公的機関を騙り、2時間後に電話が使えなくなると自動音声による電話があった。指示された番号は押さずに電話を切ったが不審。
2位	工事・建築	112 件	<主な相談例> 「屋根の点検をします。工事しないと屋根瓦が飛んで近所に迷惑がかかる」と事業者が訪問してきた。
3位	役務その他 サービス	66 件	<主な相談例> 見知らぬ業者からガス・給湯器の点検に伺うとの電話があり来訪を了承した。不審だがどう対処したらよいか。

※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

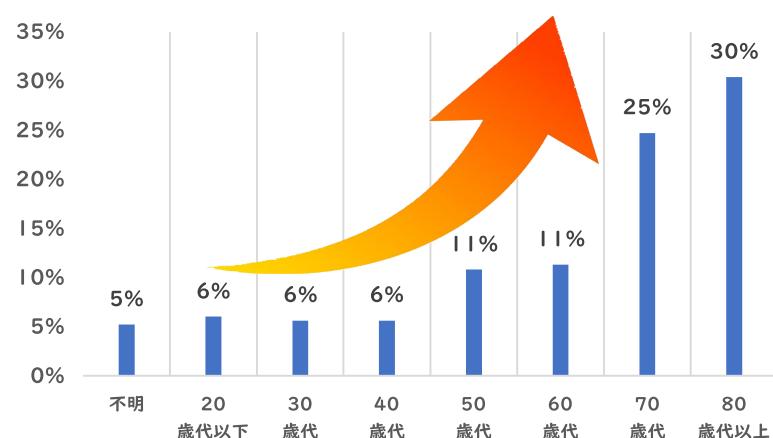
### ◆センターからの注意喚起情報

#### 点検商法に注意しましょう！

点検商法とは…屋根が曲がっている、瓦がずれている、給湯器が故障するとお湯が出ない、分電盤が故障すると電気が使えない…等々、家屋に関する点検を装って突然訪問し、不安感をあおって不要な修理や交換を迫るもので。

最近は、実在する事業者・公的機関をかたったり、極めて似通った機関を名乗って電話して信用させてから訪問してくる事業者も存在します。

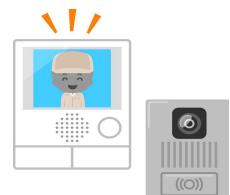
■ 点検商法に関する各年代ごとの相談の割合



※70歳以上の方から急に相談が増える傾向にあります

#### 対処法をいくつかご紹介します！

- ①契約を急がされてもその場で決めず、ご家族や信頼できるご友人に相談する。
- ②防犯の観点から、インターフォン越しに対応する。
- ③突然訪問してくる事業者は、家の中には絶対に入れない。
- ④地元に根差した信頼できる事業者にお願いする。



# 春日部市消費生活センターの職員・相談員が講話を行いました！



## ●民生委員・児童委員協議会(6月2日)

民生委員・児童委員に向けて、当センターに寄せられる相談事例から、典型的なトラブル事例や新しく見られるトラブル事例を講話形式で情報提供しました。

近年、高齢者から当センターに寄せられる相談件数・割合とも増加傾向にあることから、見守り活動等にお役立ていただきたいと伝えました。

消費生活相談  
コラム⑩

## 突然の訪問販売・悪質な点検商法にご注意！

春日部警察署 生活安全課 S

「近所で工事をしていまして」「無料で点検します」などと声を掛けられたことはありませんか？ そういった業者に、「今すぐ修理しないと雨漏りして大変なことになります」「大事故に繋がりますよ」など、住まいの危険を強調されたり、冷静に考える時間を与えず「今なら安くします」と契約を急かされたことはありませんか？

これらは、点検と称して屋根などを壊したり、実際には不要な修理を高額で請求するケースもあるのが実態です。

被害に遭わないための対策としては、その場で契約しない・業者の身分証明書を確認する・複数の業者から見積もりを取る・消費生活センターへ相談する・最寄りの警察へ通報する、などが挙げられます。

また、突然訪問してきた業者に対しては、「家族に相談します」「必要ならこちらから連絡します」などと言って断りましょう。訪問者の名前や業者名、名刺をよく確認しておきましょう。名刺を持ち合わせていないなど、訪問したことの形跡を残さないような不審な状況があるなら尚更、車のナンバーも控えておくと良いでしょう。点検業者と言いつつ、他都道府県ナンバーであることも一つの不審点と言えます。少しでも不安を感じたら、躊躇することなく警察に通報してください！

最後に、警察からのお願いです。

突然の訪問販売や悪質な点検商法は、巧みな言葉で不安を煽り、冷静な判断を奪うのが特徴です。『契約はその場で決めない』『不審な場合はすぐ相談』、この2点を心掛けるだけで、被害は大きく減らせます。これらの被害に遭いやすいのは、独り暮らしや高齢世帯です。ご近所付き合いや、離れて暮らす家族との連絡を密にし、家族や地域で見守りを強めましょう。

安心・安全な暮らしを守るために、是非、周囲の方々や大切な人にも情報共有をお願いいたします。

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：☎048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

消費生活センター



困った時は一人で悩まずご相談を！

# 春日部市消費生活センター からのお知らせ

## ～令和8年 冬号～

発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）

令和8年1月8日発行

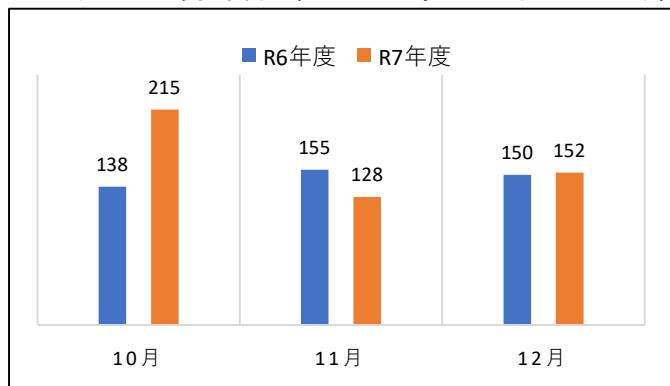
本年も春日部市消費生活センターをよろしくお願いします。当センターは、消費者安全法に基づき春日部市役所に設置された相談機関であり、専門の消費生活相談員が、消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行っております。

今回発行の冬号は、令和7年10月～12月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

### ◆消費生活相談件数

令和7年10月～12月	前年同時期	増減	増減率
495件	443件	+52件	+11.7%

### ◆月別相談件数（令和7年10月～12月）



### ◆商品・役務別件数、相談概要（令和7年10月～12月）

1位	電気設備	40件	<主な相談例>
			漏電の検査をするので分電盤を見たいとの電話があった。明日訪問となっているが、不審なので断りたい。
2位	商品一般	39件	<主な相談例>
			大手電話会社を騙り、2時間後に電話が使えなくなると自動音声による電話があった。指示された番号は押さずに電話を切ったが不審。
3位	役務その他 サービス	35件	<主な相談例>
			「太陽光発電システムの点検で官庁から委託された」といきなり訪問を受け、点検日の約束をしたがやめたい。
4位	工事・建築	30件	<主な相談例>
			別居の父が訪問販売で屋根修繕工事を契約したようだ。高額なので解約を申し出たいが業者と電話が繋がらない。
5位	基礎化粧品	24件	<主な相談例>
			動画専用SNSに流れてきた広告を見て、しわ取りクリームを申し込んだが定期購入になっていた。解約したい。

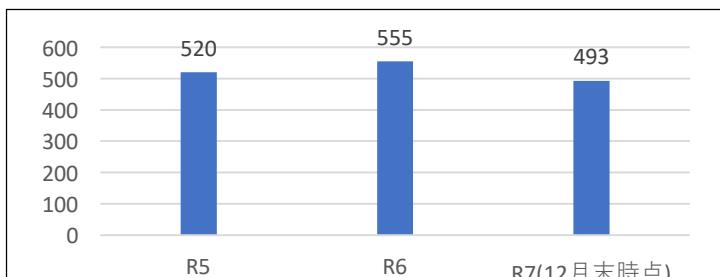
※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

### ◆センターからの注意喚起情報

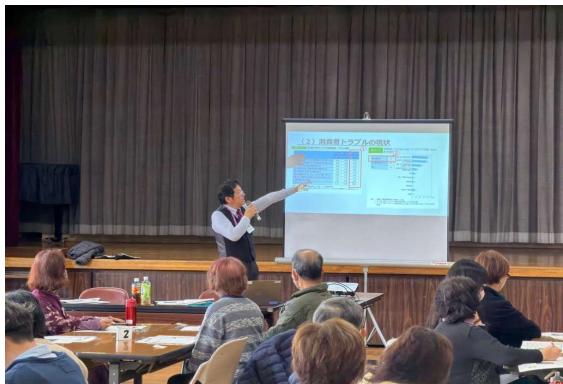
「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が、相談全体の約4割と、大変多く寄せられています！

パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット（スクショ）で保存しましょう。

### 通信販売に関する年度別相談件数



## 春日部市消費生活センターの職員が関係団体とともに啓発活動を実施しました！



### ●豊春ささえあいミーティング（12月5日）

第3地域包括支援センター、第4地域包括支援センター、豊春支部社協共催の「豊春ささえあいミーティング」において、「高齢者の消費者トラブルの現状や対処法について」と題して講話をを行い、春日部市の現状や特に相談の多い消費者トラブルの類型と対処法について説明しました。



### ●ぽぽらフェスティバル（12月6日）

適格消費者団体・特定適格消費者団体である埼玉消費者被害をなくす会、春日部188（いやや）の会とともに、「ぽぽらフェスティバル」に参加しました。来場者に対し、なくす会作成の消費者クイズや、春日部188の会作成の消費者カルタをしながら、当センターに多く寄せられる相談事例の紹介をして啓発品を配布しました。

### 消費生活相談コラム⑪

## 「分電盤点検に伺いますと電話が来た！～再勧誘は禁止～」

消費生活相談員 S

「分電盤の点検で伺います。分電盤は13年で交換する義務があります。古いと漏電する可能性があります。火事になったら大変ですよ」と電話があった。電力会社の点検かとすっかり思い込み、漏電して火災になったら大変なので、明日来てもらい、交換する予定となっている。しかし、自分で調べてみたところ、分電盤には交換の義務が無いと知った。不審なので訪問を断りたい…。

家庭用の電気設備の点検は、4年に1回以上の頻度で行うことが法律で義務付けられており、電力会社から委託を受けた登録調査機関が無料で行います。点検日時は事前に書面で案内しています。突然、電話で点検の日時をお知らせすることはあります！

点検当日は、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行いますので、必ず調査員証を示してもらいましょう。また、点検を行った調査員が点検後に工事の契約を持ちかけることもありません。

なお、分電盤には法定耐用年数はありますが交換義務はありません。

さて、今回の相談事例は、明日契約を取り交わす予定とのことです、「契約したくない」と断ることが可能ですが。訪問販売や電話での勧誘で、断っているのに勧誘を続けるのは、特定商取引法という法律で禁止（法第3条の2第2項）されています。

断ってもなお契約を勧められたら「再勧誘するのは法律で禁止されています！」と言ってください。万一契約した場合でも、クーリング・オフができる場合もありますので、消費生活センターに相談してください。

（参考 電力会社のお問い合わせ先：東京電力パワーグリッド株式会社 0120-995-007）

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

消費生活センター

